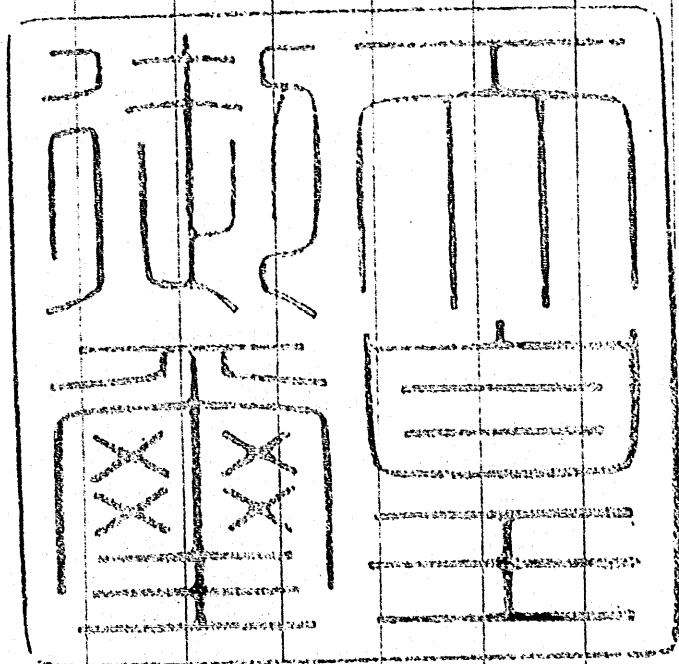


條約第三号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四  
十年十月十八日和蘭國海牙ニ於  
テ第二回萬國平和會議ニ贊同シ  
タル帝國及各國全權委員ノ間ニ  
議定シ帝國全權委員ノ署名シタ  
ル開戦ニ関スル條約ヲ批准シ茲  
ニ之ヲ公布セシム

睦仁



明治四十五年一月二十二日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望  
外務大臣子爵内田康哉

條約第三號

開戦ニ関スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、奧地利國皇帝ボハエミヤ國皇帝、洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、ボリヴァア共和國大統領、伯刺西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、玳馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、トミニカ共和國大統領、エカ

ドル共和国大統領、西班牙國皇帝陛下、佛  
蘭西共和国大統領、大不列顛愛蘭聯合王  
國大不列顛海外領土皇帝、印度皇帝陛下、  
希臘國皇帝陛下、グワテマラ共和国大統領、  
領、ハイチ共和国大統領、伊太利國皇帝陛  
下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公ナツソ  
公殿下、墨西哥合衆國大統領、モンテネグ  
ロ國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和  
國大統領、パラグエ共和国大統領、和蘭國  
皇帝陛下、秘露共和国大統領、波斯國皇帝

陛下、葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下、羅  
馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、  
サルヴァドル共和国大統領、塞爾比亞國皇  
帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、  
瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東ウル  
グエ共和国大統領、グエネズエラ合衆國大  
統領、平和關係ノ安固ヲ期スル爲、戦争  
ハ豫告ナクシテ之ヲ開始セサルヲ必要  
トスルコト及戦争状態ハ遲滞ナク之ヲ  
中立國ニ通告スルヲ必要トスルコトヲ

考慮シ之カ爲條約ヲ締結セムコトヲ希望シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣土耳其國駐劄特命全權大

使男爵マルシャルド、ビーベルスタイン

本會議特派委員、コンセイエー、アンチムド、

レガシヨシ、帝國外務省法律顧問、常設仲

裁裁判所裁判官、ドクトルヨハンネスクリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使ジョセフ、エッチ、チョート

特命大使ホレス、ポーター

特命大使ユリアー、エム、ローズ

和蘭國駐劄特命全權公使、デヴィッド、ジエ

ーニヒル

海軍少將全權公使、チャールス、エス、スペリー

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全

權公使、ジョージ、ビー、デー、ヴィス

全權公使、ウィリアム、アイブカナン

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、

常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエニツペ  
ニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲  
裁裁判所裁判官ルイスエムドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所  
裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

奥地利國皇帝、ボヘミア國皇帝、洪牙利  
國皇帝陛下

コンセイエー、アンチーム、特命全權大使ゲ  
タシメレ、ド、カポス、メレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵シヤ  
ル、ド、マツキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會  
員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國  
學士院會員、國際法學會名譽會員、常  
設仲裁裁判所裁判官ベルナール

國務大臣、前司法大臣、ジールワン、デニヒューベル  
和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞  
國學士院會員、男爵ギョーム

ボリヴィア共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官ク  
ラウチオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使、エルナンド、エグワ  
チャラ

伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判  
官ルイ、バルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使、エツアルド、エス  
エスドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官、ウルバン、ヴィナロフ  
大審院檢事總長、イヴァン、カランジューロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使、ドミンゴ、ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使、アウグスト、  
マツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然

丁國駐劄特命全權公使、カルロス、コンチャ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マル

セリアノ、ヴァルカス

玖馬共和國臨時總督

ハヴァナ大學國際法教授、上院議員アン

トニオ、サンチエス、デ、ブスタマンテ

米國駐劄特命全權公使、ゴンザロ、デ、クエサ

ダ、イ、アロステグイ

前ハヴァナ中學校長、上院議員マヌエル、

サンガイリー

丁抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使、コンスタン

チンブロン

海軍少將、クリスチアン、フレデリック、シエルレル

侍從、外務省課長、アクセル、ヴェデル

ドミニカ共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官

フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所

裁判官アポリナル、テヘラ

エクアドル共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權

公使グイクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルニイ、デアルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命

全權大使、ドブルヴェ、エルデ、グイ、リヤウル、チヤ

和蘭國駐劄特命全權公使、ホセ、デ、ラ、リカ、

イ、カル、ヴ、オ

下院議員、伯爵ガブリエル、マウライ、ガマゾ、  
デ、モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外

務大臣、常設仲裁裁判所裁判官、レオン、

ブールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁

判所裁判官、男爵、デスワール、ネルド、コンスタン

巴里大學法科大學教授、名譽全權公

使、外務省法律顧問、佛國學士院會員



常設仲裁裁判所裁判官ルイルー

和蘭國駐劄特命全權公使マルスランベレ

大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外

領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官特命大使常設仲裁裁判

所裁判官ガリエドワードフライ

樞密顧問官常設仲裁裁判所裁判官

ガリアーネスト、ノイソン、サトウ

樞密顧問官前國際法學會長男爵ド

ナルド、ジェームス、マッケンレ

和蘭國駐劄特命全權公使ガリヘンリ、  
ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使クレオニツォ

ランガベ

雅典大學國際法教授常設仲裁裁判

所裁判官ジョールジュ、ストレイト

グワテマラ共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使常

設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド

獨逸國駐劄代理公使 エンリケ・ゴメス・カリ  
リヨ

ハイチ共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使 ジャン・ジョセフ・ダ  
ベマル

米國駐劄特命全權公使 ジー・エヌ・レジュー  
前國際公法教授 ポルトー・フランス・組合辯  
護士 ピエール・ユゲクール

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常

設仲裁裁判所 裁判官 伊國委員長、伯  
爵 ジョセフ・トルニエリ、ブルサチ、ヂ・ヴェルガノ  
下院議員、外務次官、コンマンドール・ギド、ポ  
ンペリ

參事院議員、下院議員、前文部大臣、コン  
マンドール・ギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使 都筑 馨六

和蘭國駐劄特命全權公使 佐藤 愛麿

盧森堡國大公 ナツソ 公殿下

國務大臣内閣議長アイシエン

獨逸國駐劄代理公使伯爵ドヴィレー

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使ゴンザロアエステ

ヴァ

佛國駐劄特命全權公使セバスチアンベ

ドミエー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全

權公使フランシスコエルデラバラ

モンテネグロ國公殿下

コンセイエープリヴェ、アンペリアル、アクチユエル、

佛國駐劄露國特命全權大使ネリドフ

コンセイエープリヴェ、アンペリアル、露國外務

省常任顧問官ドマルテンス

コンセイエープリヴェ、アンペリアル、アクチユエル、和蘭

國駐劄露國特命全權公使チャリコフ

諾威國皇帝陛下

前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄

兼丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲

裁裁判所裁判官フランシスハーゲルプ

巴奈馬共和國大統領

ベリサリオポラス

パラグエー共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使エウセビオマチャイン

比律悉駐在領事伯爵ジエーヂュモント

ド、ベルジャシダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、アツシエ

ド、ボーフォー

國務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判

所裁判官テ、エム、セ、アツセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議

官、ヨシクハール、ジ、セ、セ、デ、ン、ペ、ール、ポ、ール

テ、ユ、ゲ、ール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍

大臣、ヨシクハール、ジ、ト、ア、ロ、エ、ル

前司法大臣、下院議員、ジ、ト、ア、ロ、エ、フ

秘露共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使

常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジ、エ、ル

カンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使常設仲裁裁

判所裁判官サマド、カン、モムタズスサルタネー

和蘭國駐劄特命全權公使ミルツア、アー

メッド、カン、サナグ、ウル、ムルク

葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下

參事院議官、ペール、ヂエ、ロワイヨム、前外

務大臣、英國駐劄特命全權公使特命

全權大使、侯爵、デ、ソヴェラル

和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵、デ、セ  
リール

瑞西國駐劄特命全權公使、アルベルト、

ドリヴェイラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使、アレキサンド

ル、ベルチマン

和蘭國駐劄特命全權公使、エドガール、マ

ヴロコルダト

全露西亞國皇帝陛下

「コンセイエープリヴェ、アクチエール」佛國駐劄  
特命全權大使ネリドフ

「コンセイエープリヴェ」外務省常任顧問官

常設仲裁裁判所裁判官ドマルテンス

「コンセイエー、デヌ、アクチエール」侍從、和蘭國

駐劄特命全權公使チャリコフ

「サルヴァドル」共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所

裁判官ペドロ、ジノ、マテウ

英國駐劄代理公使サンチアゴ、ペレス、トリ

アナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、參事院議長サヴァグル、イッチ

伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁

判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノ、ヴィッチ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公

使ミシエール、ミリチエ、ヴィッチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將モムチャチ、デ、ウドム

公使館參事官セー、コラ、テオニ、ドレリ

陸軍大尉ルアング、ビュヴァナルト、ナリユーバル

瑞典國「ゴツツ」及「ヴァインド」皇帝陛下

前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公

使、常設仲裁裁判所裁判官クヌート、ヒヤル

マル、レオナルド、ハムマルスキヨルド

前無省大臣、前高等法院評定官、常設

仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル

瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公

使カストニカルラン

陸軍參謀大佐「ジエネヴァ」大學教授エー

ジエーンボレル

「チユーリヒ」大學法學教授マックス、フリーベル

土耳其國皇帝陛下

特命大使「ミニストル、ドレヴカフ、チウルカン、パシヤ

伊國駐劄特命全權大使レシッド、ベー

海軍中將メヘメッド、パシヤ

東「ウルグエ」共和國大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、

バトレイ、オルドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、  
常設仲裁裁判所裁判官フアンペーカス  
トロ

「ヴェネズエラ」合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使ホセヒルフォルトウル  
因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト  
認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左  
ノ條項ヲ協定セリ

第一條 締約國ハ理由ヲ附シタル開戦  
宣言ノ形式又ハ條件附開戦宣言ヲ含

ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且事  
前ノ通告ナクシテ其ノ相互間ニ戦争  
ヲ開始スヘカラサルコトヲ承認ス

第二條 戦争状態ハ遲滞ナク中立國ニ  
通告スヘク通告受領ノ後ニ非サレハ  
該國ニ對シ其ノ效果ヲ生セサルモノ  
トス該通告ハ電報ヲ以テ之ヲ爲スコ  
トヲ得但シ中立國カ實際戦争状態ヲ  
知リタルコト確實ナルトキハ該中立  
國ハ通告ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得



ス

第三條 本條約第一條ハ締約國中ノ二國又ハ數國間ノ戦争ノ場合ニ效力ヲ有スルモノトス

第二條ハ締約國タル一交戰國ト均シク締約國タル諸中立國間ノ關係ニ付拘束力ヲ有ス

第四條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ  
批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招

請セラレタル諸國及本條約ニ加盟ス  
ル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケ  
タル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時  
ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スル  
モノトス

第五條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約  
ニ加盟スルコトヲ得  
加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其  
ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟  
書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ

寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ  
認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右  
通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第六條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託  
ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託  
ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ  
後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シ  
テハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ  
通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ

後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス  
第七條 締約國中本條約ヲ廢棄セムト  
欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其  
ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國  
政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘  
ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シ  
タル日ヲ通知スヘシ  
廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達  
シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲  
シタル國ニ對シテノニ效力ヲ生スル

モノトス

第八條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置  
キ第四條第三項及第四項ニ依リ爲シ  
タル批准書寄託ノ日竝加盟第五條第  
二項又ハ廢棄第七條第一項ノ通告ヲ  
接受シタル日ヲ記入スルモノトス  
各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認  
證抄本ヲ請求スルコトヲ得  
右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名  
ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書  
一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄  
託シ其ノ認證膳本ヲ外交上ノ手續ニ依  
リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸  
國ニ交付スヘキモノトス

第一 獨逸國 マルシヤル

クリーゲ

第二 亞米利加合衆國 ジョセフ、エッチ、チョート

ホレス、ポーター

ユリエム、ローズ

第三 亞爾然丁國 ロケサエンツペニヤ

ルイス、エム、ドラゴ

セロ、ロドリゲス、ラレタ

第四 墺地利洪牙利國 メレー

男爵、マツキオ

第五 白耳義國 アベルナール

ジ、ウアン、デン、ヒュー、ベル

ギーヨーム

第六 ポリヴィア國 クラウチオ、ピニラ

第七 伯刺西爾國 ルイバルボサ

エーリスボア

第八 勃爾牙利國 陸軍少將ヴィナロフ

イヴァンカラシニエーロフ

第九 智利國 ドミンゴ、カナ

アウグスト、マツテ

カルロス、コンチャ

第十 清 國

第十一 格倫比亞國 ホルヘ、ホルグイン

エス、ペレス、トリアナ

エム、ヴァルガス

第十二 玖馬共和國 アントニオ、エス、デ、ブスマンテ

ゴンザロ、デ、クエサダ

マヌエル、サンガイリー

第十三 丁 抹 國 セー、ブロン

第十四 ドミニカ共智國 ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴァル

アポリナル、テヘラ

第十五 エクアドル共智國 ヴィクトル、エム、レンドン

第十六 西班牙國

エ、ドルン、イ、デアルスア

ドブルヴェ、エ、デ、ヴァ、リ、ヤ、ウル、チ、ヤ

ホセ、デ、ラ、リ、カ、イ、カ、ル、ヴ、オ

ガブリエル、マウラ

第十七 佛蘭西國

レオン、ブルジョア

デスツールネル、ド、コンスタン

エル、ルノイ

マルスラン、ペレ

第十八 大不列顛國

エドワード、フライ

アーネスト、サトウ

第十九 希臘國

ヘンリー、ハワード

クレオン、リツォ、ランガベ

ジョール、ジュスト、レイト

第二十 グワテマラ國

ホセ、チブレ、マチャド

第二十一 ハイチ國

ダルベマル、ジャン、ジョセフ

ジー、エヌ、レ、ジェー

ピエール、ユヂ、クール

第二十二 伊太利國

ポンペリ

ジェー、フジナト

第二十三 日本國 佐藤愛磨

第二十四 盧森堡國 アイシエン

伯爵ドヴィレー

第二十五 墨西哥國 ジェリア、エステヴァ

エスベード、ミエー

エフエル、デラバラ

第二十六 モンテネグロ國 ネリドフ

マルテンス

エヌ、チャリコフ

第二十七 ニカラグワ國

第二十八 諾威國 エスハイゲルプ

第二十九 巴奈馬國 ベーポラス

第三十 バラグエー國 ジェリヂヌ、モンソー

第三十一 和蘭國 ドブルヴェ、アツシネド、ボーフォール

テ、エム、セ、アツセル

デン、ブル、ポール、チュゲール

ジー、ア、ローエル

ジー、ア、ローエフ

第三十二 秘露國 セ、ジエ、カンダモ

第三十三 波斯國 モムタズ、サルタネ、ト、ム、サマド、カン

サチグウルムルクエ、アーンドカン

第三十四 葡萄牙國

アルベルト、ドリヴエイラ

第三十五 羅馬尼亞國

エドガール、マヴロコルダト

第三十六 露西亞國

ネリドフ

マルテンス

エヌ、チャリコフ

第三十七 カルヴァドル國

ペー、ジール、マテウ

エス、ペレス、トリアナ

第三十八 塞爾比亞國

エス、グルー、イツチ

エム、ジエー、ミロヴァノヴィツチ

エム、ジエー、ミリチエヴィツチ

第三十九 暹羅國

モム、チャチデー、ウドム

セー、コラチオニドレリ

ルアング、ビュヴァナルトナリ、エー、バル

第四十 瑞典國

カー、アツシユ、エル、ハム、ルス、キヨルド

ヨハンネス、ヘルネル

第四十一 瑞西國

カルラン

第四十二 土耳其國

チュルカン

第四十三 ヴルグエー國

ホセ、バトレイ、オールドニエス

第四十四 ヴェネズエラ國

ジール、ヒル、フォルトウル



天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル  
日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ  
宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ  
於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル  
帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國  
全權委員ノ署名シタル開戦ニ関スル條  
約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス  
神武天皇即位紀元二千五百七十一年明

治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ  
親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名國璽

外務大臣子爵内田康哉

